

「川崎市人権施策推進基本計画・第2期実施計画 『人権かわさきイニシアチブ』(案)」 への市民意見を募集します

川崎市では、不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「川崎市人権施策推進基本計画・第2期実施計画『人権かわさきイニシアチブ』(案)」をとりまとめ、令和8年1月9日まで市民などから意見を募るパブリックコメントによる意見募集を実施します。

本市においては、令和4年3月に概ね10年間を計画期間とする「川崎市人権施策推進基本計画」を策定し、人権に関する施策の基本理念及び基本目標を掲げ、令和4年度から令和7年度までの4年間を第1期実施計画として、人権施策を進めてきました。

次の第2期実施計画は、令和8年度から令和11年度までを計画期間とするもので、その策定にあたっては、現行計画の政策体系及び人権に関する基本的施策を継承しつつ、川崎市総合計画の改正方針を踏まえながら、庁内連絡会議において検討を重ねてまいりました。

この度、次のとおり第2期実施計画案を取りまとめ、公開しますので、市民等からの意見を募集します。

1 意見募集の期間

令和7年12月1日（月）から令和8年1月9日（金）まで

2 意見の提出方法

次のいずれかの方法（※）により、御提出ください。

※電話及び来庁（口頭）による意見等はお受けできません。

（1）市ホームページ

川崎市ホームページのパブリックコメントのページから、専用のフォームを使って送信してください。

URL : <https://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/250/0000181840.html>

（2）郵送又は持参

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市市民文化局 人権・男女共同参画室

*意見書の書式は自由ですが、必ず「題名」、「氏名」及び「連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所）」を明記してください。

*郵送の場合、1月9日（金）消印有効です。

*持参の場合、開庁時間（平日午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時15分まで）に、上記の市民文化局人権・男女共同参画室（川崎市役所本庁舎21階）に提出してください。

（3）FAX

FAX番号 （044）200-3914

3 資料の閲覧方法

意見募集の期間中、川崎市ホームページから閲覧できるほか、かわさき情報プラザ（川崎市役所本庁舎復元棟2階）、各区役所市政資料コーナー、支所・出張所、図書館、市民館、市民文化局人権・男女共同参画室に資料を配架します。

URL : <https://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/250/0000181840.html>

4 注意事項

- お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしません。お寄せいただいた御意見の概要と、それにに対する市の考え方と対応については、取りまとめの上、川崎市ホームページで公表します。
- お知らせいただいた個人情報については、提出された御意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は個人情報の保護に関する法律その他の関連規定に基づき、厳重に保護・管理されます。御意見の概要等を公表する際に、個人情報を公開することはありません。

問合せ先
市民文化局 人権・男女共同参画室 電話 （044）200-2316